

●香川県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年12月28日から平成23年1月25日まで一般の縦覧に供する。

平成22年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岩崎高松線（166号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市出作町字西久保556番4地先から 高松市太田上町字松ノ内108番1地先まで	9.1~14.6	29	平成22年香川県告示第79号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成22年12月28日